

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：水道機工株式会社

住所：東京都世田谷区桜丘 5-48-16

2. 指名停止措置期間 自 令和5年4月21日 6ヶ月

至 令和5年10月20日

3. 事実概要

水道機工株式会社は、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行い、また資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置し、さらに資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置したことで、建設業法第28条第1項第2号および本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

| 措置要件 | 期間 |
|--|----------------------|
| (建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫

茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社水機テクノス
住所：東京都世田谷区桜丘 5-48-16

2. 指名停止措置期間 自 令和5年4月21日 4ヶ月
至 令和5年8月20日

3. 事実概要

株式会社水機テクノスは、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行い、また資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置し、さらに資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置したことで、建設業法第28条第1項第2号および本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分を受けた。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第13号>

| 措置要件 | 期間 |
|--|----------------------|
| (建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 | 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 |

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564